

資料

令和3年9月16日開催
第4回美瑛町議会定例会資料

○条例の制定

議案第 1号	美瑛町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定について	-----	1
--------	--	-------	---

○条例の一部改正

議案第 2号	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について	-----	2～3
議案第 3号	美瑛町立学校設置条例の一部改正について	-----	4～5

○計画の策定

議案第13号	美瑛町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について	-----	6～9
--------	--------------------------	-------	-----

○決算の認定

認定第 1号から

認定第 6号	令和2年度美瑛町一般会計・特別会計・基金運用状況等決算審査意見について	-----	10～22
--------	-------------------------------------	-------	-------

認定第 7号から

認定第 8号	令和2年度美瑛町公営企業会計決算審査意見について	-----	23～33
--------	--------------------------	-------	-------

○健全化判断比率及び資金不足比率の報告

報告第 1号	令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について	-----	34～39
--------	------------------------------	-------	-------

美瑛町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定要旨

1 制定の要旨

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「旧過疎法」という。）を根拠法として、過疎地域等における固定資産税の課税の特例に関する条例（平成2年美瑛町条例第26号。以下「旧条例」という。）により固定資産税の課税免除等を行い、対象業種の振興を図ってきたが、根拠法である旧過疎法が令和3年3月31日に限時法としての期限を迎えたことから、引き続き過疎地域の持続的発展の支援を目的として令和3年4月1日に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「新過疎法」という。）及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号。）に基づき、新過疎法第8条に規定する市町村計画に定められた振興すべき業種の用に供する設備の取得等をした者に課する固定資産税の課税免除を行うため、本条例を制定するもの。

2 制定の概要

第1条（趣旨）

本条例の制定の趣旨について規定

第2条（特例措置）

特例措置の対象となる業種、対象設備の取得価額の区分及び課税免除の期間を規定

附 則

本条例の施行期日及び適用期日、旧条例の廃止及び経過措置、旧条例を引用していた美瑛町企業振興促進条例（昭和63年美瑛町条例第14号）の一部改正及び経過措置について規定

3 施行期日

公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

廃校となった学校施設の有効活用による地域振興を促進するため、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

町立学校の用途を廃止し普通財産となった学校施設について、地域振興に資すると認める事業に供する場合、無償又は時価よりも低い価額で貸付が可能となるよう規定する。

3 施行期日

公布の日から施行する。

○財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例 新旧対照表

令和3年9月16日
第4回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第3条 【略】 （普通財産の無償貸付又は減額貸付）</p> <p>第4条 普通財産は次の各号の一に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸付することができる。</p> <p>(1) ・ (2) 【略】</p> <p>(3) <u>町立学校の用に供する財産の用途を廃止した普通財産（以下この号において「廃校校舎等」という。）を地域振興に資すると認める事業（廃校校舎等のうち土地のみを利用して行うものを除く。）に供するとき。</u></p> <p>第5条～第7条 【略】</p> <p>附 則 【略】</p>	<p>第1条～第3条 【略】 （普通財産の無償貸付又は減額貸付）</p> <p>第4条 普通財産は次の各号の一に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸付することができる。</p> <p>(1) ・ (2) 【略】</p> <p>第5条～第7条 【略】</p> <p>附 則 【略】</p>

美瑛町立学校設置条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

休校中の美瑛町立五稜小学校の活用に向け、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条第1号の規定に基づき、北海道教育委員会へ学校廃止届を提出することに伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

別表第1中「美瑛町立五稜小学校」を削除するもの。

3 施行期日

公布の日から施行する。

○美瑛町立学校設置条例 新旧対照表

令和3年9月16日
第4回美瑛町議会定例会資料

新	旧																																
<p>第1条～第3条 【略】 附 則 【略】 別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">小学校の名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美瑛町立美瑛小学校</td> <td>美瑛町西町2丁目1番1号</td> </tr> <tr> <td>美瑛町立美馬牛小学校</td> <td>美瑛町美馬牛南2丁目2番58号</td> </tr> <tr> <td>美瑛町立美沢小学校</td> <td>美瑛町字美沢中央</td> </tr> <tr> <td>美瑛町立明德小学校</td> <td>美瑛町字朗根内町内</td> </tr> <tr> <td>美瑛町立美瑛東小学校</td> <td>美瑛町丸山2丁目8番15号</td> </tr> <tr> <td>美瑛町立字莫別小学校</td> <td>美瑛町字中字莫別第2</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第3条関係） 【略】</p>	小学校の名称	位置	美瑛町立美瑛小学校	美瑛町西町2丁目1番1号	美瑛町立美馬牛小学校	美瑛町美馬牛南2丁目2番58号	美瑛町立美沢小学校	美瑛町字美沢中央	美瑛町立明德小学校	美瑛町字朗根内町内	美瑛町立美瑛東小学校	美瑛町丸山2丁目8番15号	美瑛町立字莫別小学校	美瑛町字中字莫別第2			<p>第1条～第3条 【略】 附 則 【略】 別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">小学校の名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美瑛町立美瑛小学校</td> <td>美瑛町西町2丁目1番1号</td> </tr> <tr> <td>美瑛町立美馬牛小学校</td> <td>美瑛町美馬牛南2丁目2番58号</td> </tr> <tr> <td>美瑛町立美沢小学校</td> <td>美瑛町字美沢中央</td> </tr> <tr> <td>美瑛町立明德小学校</td> <td>美瑛町字朗根内町内</td> </tr> <tr> <td>美瑛町立美瑛東小学校</td> <td>美瑛町丸山2丁目8番15号</td> </tr> <tr> <td>美瑛町立字莫別小学校</td> <td>美瑛町字中字莫別第2</td> </tr> <tr> <td>美瑛町立五稜小学校</td> <td>美瑛町字五稜第5</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第3条関係） 【略】</p>	小学校の名称	位置	美瑛町立美瑛小学校	美瑛町西町2丁目1番1号	美瑛町立美馬牛小学校	美瑛町美馬牛南2丁目2番58号	美瑛町立美沢小学校	美瑛町字美沢中央	美瑛町立明德小学校	美瑛町字朗根内町内	美瑛町立美瑛東小学校	美瑛町丸山2丁目8番15号	美瑛町立字莫別小学校	美瑛町字中字莫別第2	美瑛町立五稜小学校	美瑛町字五稜第5
小学校の名称	位置																																
美瑛町立美瑛小学校	美瑛町西町2丁目1番1号																																
美瑛町立美馬牛小学校	美瑛町美馬牛南2丁目2番58号																																
美瑛町立美沢小学校	美瑛町字美沢中央																																
美瑛町立明德小学校	美瑛町字朗根内町内																																
美瑛町立美瑛東小学校	美瑛町丸山2丁目8番15号																																
美瑛町立字莫別小学校	美瑛町字中字莫別第2																																
小学校の名称	位置																																
美瑛町立美瑛小学校	美瑛町西町2丁目1番1号																																
美瑛町立美馬牛小学校	美瑛町美馬牛南2丁目2番58号																																
美瑛町立美沢小学校	美瑛町字美沢中央																																
美瑛町立明德小学校	美瑛町字朗根内町内																																
美瑛町立美瑛東小学校	美瑛町丸山2丁目8番15号																																
美瑛町立字莫別小学校	美瑛町字中字莫別第2																																
美瑛町立五稜小学校	美瑛町字五稜第5																																

美瑛町過疎地域持続的発展市町村計画について

1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「新過疎法」という。）の目的

人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

2 新過疎法の施行

令和3年4月1日から令和13年3月31日までの時限立法として制定された。

3 美瑛町過疎地域持続的発展市町村計画

(1) 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て地域の持続的発展の基本的方針に関する事項、地域の持続的発展に関する目標等について定める「過疎地域持続的発展市町村計画」（以下「市町村計画」という。）を定めることができ、新過疎法に基づく財政上の特別措置（以下「過疎債」という。）などを活用する場合には、市町村計画の策定が必要となる。

(2) 財政的に有利である新過疎法に基づく過疎債などを活用するため、「美瑛町過疎地域持続的発展市町村計画」（以下「過疎計画」という。）を策定する。

4 過疎計画策定の考え方

(1) 現況の基礎数値、平成28年度から令和2年度までの旧過疎法に基づく前5か年計画における実績や時代に対応した新たな対策等の部分について、追加・修正などの変更を行う形で策定する。

(2) 前5か年計画の中で実施された代表的な事業

- ①産業振興では、町民プールなどの観光・レクリエーション施設の整備、新規就農者技術習得管理施設や馬鈴薯受入選別施設などの農業経営近代化施設の整備
- ②社会資本整備として、道路・上水道、公園などの整備
- ③福祉の向上では、認定こども園の整備、乳幼児から高校生までの医療費助成
- ④教育文化の振興では、校舎の耐震化やスクールバスの整備、学校給食費の無償化
- ⑤その他地域の活性化のため、大学等との連携や子育て支援事業の実施

5 過疎計画の概要

「第5次美瑛町まちづくり総合計画」との整合を図りながら、13編により構成

(1) 基本的な事項・・・P1～11

本町の概況、人口及び産業の推移と動向、町行財政の状況、行政機構図、地域の持続的発展の基本方針、計画期間

【地域の持続的発展の基本方針～重点的施策】・・・P12～14

- ①町民等がまちづくりに参画することが出来る体制づくりの推進
- ②基幹産業である農畜産業、林業の活性化
- ③農業と観光業の連携による地域産業全体の活性化
- ④地域経済における好循環の促進
- ⑤移住希望者の窓口体制の構築や住環境整備による移住・定住の推進
- ⑥道路、住宅、生活環境、情報通信基盤などの社会資本整備の推進
- ⑦町民ニーズに対応した医療・福祉サービスの充実
- ⑧都市住民との地域間交流や関係人口の創出拡大
- ⑨将来の美瑛町を担う人材の育成
- ⑩「美しい村づくり」等を通じた持続可能なまちづくりの推進

【地域の持続的発展のための基本目標】・・・P15

①数値目標

数値目標	参考値 (平成27年度)	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
町内人口移動の 状況(転入者数 －転出者数)(5 か年)	▲156人	▲114人	36人

②目標内容

基幹産業である農業の持続的発展と地域資源をいかした観光業を柱に据えて、産業基盤の強化と雇用の拡大につなげ、転出者を抑制し、転入者が転出者を上回る「社会増加」状態を目標とする。

(2) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成・・・P16～19

移住・定住の推進、地域間交流の促進、人材の育成・確保についての現況と問題点、その対策、事業計画

(3) 産業の振興・・・P20～30

農業や林業の振興、商工業の振興、起業の促進、観光・レクリエーションの振興、他の市町村との連携についての現況と問題点、その対策、事業計画

(4) 地域における情報化・・・P31～32

地域における情報化についての現況と問題点、その対策、事業計画

(5) 交通施設の整備、交通手段の確保・・・P33～37

道路整備、交通体系についての現況と問題点、その対策、事業計画

(6) 生活環境の整備・・・P38～45

水道施設、下水処理施設、廃棄物処理施設、廃棄物処理業務、消防施設、住宅整備、公園施設、墓地整備、火葬場、治水施設についての現況と問題点、その対策、事業計画

(7) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

・・・P46～50

保健、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉についての現況と問題点、その対策、事業計画

(8) 医療の確保・・・P 5 1～5 3

医療全般についての現況と問題点、その対策、事業計画

(9) 教育の振興・・・P 5 4～5 7

学校教育、生涯学習、人材育成についての現況と問題点、その対策、事業計画

(10) 集落の整備・・・P 5 8～5 9

集落の整備についての現況と問題点、その対策、事業計画

(11) 地域文化の振興等・・・P 6 0～6 1

地域文化の振興等についての現況と問題点、その対策、事業計画

(12) 再生可能エネルギーの利用の推進・・・P 6 2～6 3

再生可能エネルギーの利用の推進についての現況と問題点、その対策、事業計画

(13) その他地域の持続的発展に関し必要な事項・・・P 6 4～6 8

景観の保全育成、町民参画と協働によるまちづくりの推進、広域・連携事業の推進、十勝岳防災対策、地域人材育成・子育て支援についての現況と問題点、その対策、事業計画

(14) 過疎地域持続的発展特別事業計画・・・P 6 9～7 1

過疎債の対象となるソフト対策事業の一覧

6 参考資料 (P 7 1 後段以降)

事業計画 (令和 3～7 年度)・・・P 1～1 8

(1) 事業内容、概算事業費、実施計画年度

(2) 実施予定事業の総事業費の合計額 (総計) は、

1 3, 9 8 0, 2 0 6 千円

ハード分 1 1 3 事業、ソフト分 5 2 事業、合計 1 6 5 事業



美 監 査 第 1 6 号
令和 3 年 8 月 3 1 日

美瑛町長 角 和 浩 幸 様

美瑛町監査委員 大 西 宣 充



美瑛町監査委員 高 田 紀 子



令和 2 年度美瑛町一般会計・特別会計・基金運用状況等決算審査
意見について

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項及び第 2 4 1 条第 5 項の規定により、令和 3 年 7 月 1 日付け美総財第 1 3 2 号で審査に付された令和 2 年度美瑛町一般会計及び特別会計並びに基金の運用状況等の決算審査を終了したので、別紙のとおり意見書を提出します。

令和2年度美瑛町一般会計・特別会計・基金運用状況等決算審査意見書

1 審査の対象

- (1) 令和2年度美瑛町一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和2年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和2年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和2年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算
- (5) 令和2年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算
- (6) 令和2年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- (7) 令和2年度美瑛町基金運用状況
- (8) 地方自治法施行令第166条第2項の規定による調書

2 審査の期間

令和3年8月2日から令和3年8月5日までの4日間

3 審査の会場

監査委員室

4 審査の方法

令和2年度の一般会計及び各特別会計の決算審査に当たっては、町長より送付を受けた各会計の決算書、決算附属書類、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに関係諸帳簿、基金の運用状況を示す会計課保管の書類等を照合調査し、計数の正確性、予算執行の的確性等の確認を行い、併せて関係職員の説明を聴取するとともに、例月出納検査を参考にしながら審査を執行した。

審査に当たっては、はじめに担当課・局・室長から令和2年度決算の事業概要を、また、担当職員からは、決算書の備考欄に記載の各種事業に関し提出を求めた資料（別途請求）に基づいて詳細なる説明を受け、契約書類等との照合等を経て、監査委員が必要と認める事項について、試査による手続きにより審査を実施した。

5 審査の結果

審査に付された各会計の決算書、決算附属書類、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに関係諸帳簿は関係法令に準拠して調製されており、また、歳計現金等の残高は、指定金融機関の現金保管状況内訳書の最終分と合致しており、計数的には正確なことを確認し、総括的には予算の執行、財務に関する事務の処理は適正であると認める。

以下、各会計の決算審査の概要、個別の意見は、次のとおりである。

一 般 会 計

令和2年度の決算額は、歳入 11,883,235 千円、歳出 11,592,882 千円で、差引 290,353 千円（繰越明許費繰越額 60,704 千円・事故繰越し繰越額 5,205 千円 実質収支額 224,444 千円）は、翌年度へ繰越しとなっている。

予算額に対する決算額の比率は、次表のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

予 算 現 額	決算額			予算に対する比率	
	歳入	歳出	残額	歳入	歳出
13,416,008	11,883,235	11,592,882	290,353	88.6	86.4

1 歳 入

(1) 歳入の決算状況は、次表のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算対比	調定対比
13,416,008	11,917,685	11,883,235	1,099	33,351	88.6	99.7

調定額は、予算現額の 88.8% (1,498,323 千円減) で、この内、収入済額は、11,883,235 千円で、予算現額の 88.6% (1,532,773 千円減)、調定額の 99.7% (34,450 千円減) であり、残額の 34,450 千円については、1,099 千円が不納欠損額、33,351 千円が収入未済額となっている。

(2) 主な歳入の決算状況は、次表のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

款	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入構成比
町 税	1,129,924	1,176,226	1,148,146	1,099	26,981	9.7
地方交付税	4,912,877	4,912,877	4,912,877	0	0	41.3
国庫支出金	2,431,803	2,266,598	2,266,598	0	0	19.1
道 支 出 金	2,313,632	946,954	946,954	0	0	8.0
町 債	659,865	646,165	646,165	0	0	5.4
そ の 他	1,967,907	1,968,865	1,962,495	0	6,370	16.5
計	13,416,008	11,917,685	11,883,235	1,099	33,351	100.0

(注) 調定額は、端数調整のため一致しないことがある。

町税の徴収率は、97.6%（前年度 98.5%）で、収入済額では 27,625 千円の増となっている。不納欠損額は、1,099 千円で前年度に比して 747 千円の増、収入未済額は、26,981 千円で 9,711 千円の増となっている。

税目別の収納率は、町民税が 99.0%（前年度 98.6%）で 0.4%の増、固定資産税が 95.9%（前年度 98.1%）で 2.2%の減、軽自動車税が 97.2%（前年度 97.1%）で 0.1%の増、たばこ税が 100.0%（前年度同率）、入湯税が 100.0%（前年度同率）、都市計画税が 96.1%（前年度 98.5%）で 2.4%の減となっている。

現年分・滞納繰越分別にみると、現年分は 98.6%（前年度 99.5%）で 0.9%の減、滞納繰越分では 29.8%（前年度 31.7%）で 1.9%の減となっている。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）等による徴収猶予の特例制度が設けられたことから、徴収率が減となっており、収入未済額についても同様の要因により増となっている。

徴収事務については、鋭意努力し、督促状の発送や早期催告を実施し、徴収率の向上に努めており、常に税負担の公平・納税秩序の維持を図りながら、未納者には引き続き徴収率の向上に向けて適切な対策を講じられたい。また、納付方法については、口座振替納付の利用者が半数を占めているが、コンビニ納付及びキャッシュレス納付が浸透したことで利用者も徐々に増加しており、利便性の向上が図られていると思われる。今後も納税者の生活スタイルに応じた納期内自主納付の徹底に向けた方策について、更なる検討や検証に努められたい。

滞納処理については、調定額は減少傾向にあるものの、いまだ収束の見えない新型コロナの影響は今後も続き、税収及び徴収率に直結すると思われることから、納税者の納税意識の高揚を図り、個々の事情に応じた徴収方法の検討に努めるとともに、不納欠損処分には十分な調査を行い、適正、適切な処理を行い、引き続き収入未済額の減少に努められたい。また、税外収入においても、収納対策室と関係課において綿密なる協議のもとで徴収体制の協力、強化を図り徴収率の向上に特段の努力を一層期待するものである。

地方交付税は、前年度に比べ 160,328 千円増の 4,912,877 千円で、歳入決算額の 41.3%（前年度 41.5%）となっており、普通交付税が 152,359 千円（3.5%）の増、特別交付税は、7,969 千円（1.8%）の増となっている。

地方交付税の実績は、次表のとおりである。

（単位 千円・比率 %）

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
普通交付税	4,408,333	4,297,712	4,235,288	4,320,657	4,473,016
特別交付税	527,170	421,491	466,922	431,892	439,861
計	4,935,503	4,719,203	4,702,210	4,752,549	4,912,877
対前年比	3.9	△ 4.4	△ 0.4	1.1	3.4

以下、前年度との比較では、国庫支出金 1,279,767 千円 (129.7%) の増、道支出金 1,289,982 千円 (57.7%) の減、町債 183,116 千円 (22.1%) の減、その他 421,378 千円 (27.3%) の増となっている。

年度末の町債残高は、今後の公債費の推移を見据えた中で町債発行を行った結果、前年度に比して 905,192 千円減の 13,368,458 千円となっている。

その他の歳入の収入未済額は、6,370 千円で前年度に比して 159 千円の減となっている。

その他収入未済額は、次表のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

区 分	年 度	調 定 額	収 入 額	不納欠損額	収入未済額	収 納 率
保 育 使 用 料 (保育負担金を含む)	3 0	13,939	13,834		105	99.2
	元	8,382	8,260		122	98.5
	2	4,217	4,155		62	98.5
国営農地開発事業 負 担 金	3 0	565	100		465	17.7
	元	465	50		415	10.8
	2	415	95		320	22.9
河 川 使 用 料	3 0	62	62		0	100.0
	元	64	57		7	89.1
	2	72	58		14	80.6
町 営 住 宅 使 用 料	3 0	107,882	101,701		6,181	94.3
	元	107,118	101,133		5,985	94.4
	2	99,968	93,994		5,974	94.0
計	3 0	122,448	115,697	0	6,751	94.5
	元	116,029	109,500	0	6,529	94.4
	2	104,672	98,302	0	6,370	93.9

収入未済額については、保育使用料及び国営農地開発事業負担金の減少により、前年度と比して 159 千円減少している。保育使用料及び町営住宅使用料については、引き続き収納事務の一層の努力を期待する。また、債権管理条例の規定に基づく債権の不納欠損処分に当たっては、今後も引き続き適正な事務手続きにより進められたい。

2 歳出

(1) 歳出の決算状況は、次表のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
13,416,008	11,592,882	1,596,664	226,462	86.4

決算額は、11,592,882 千円で予算額の 86.4%の執行率となっている。

不用額は、226,462 千円（予算額の 1.7%）で前年度に比べ 7,872 千円の増となっている。

(2) 性質別の決算状況は、次表のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

区 分	令和元年度		令和2年度		比 較	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増加率
人 件 費	1,403,057	12.2	1,424,926	12.0	21,869	1.6
物 件 費	1,202,558	10.5	1,207,324	10.2	4,766	0.4
維 持 修 繕 費	341,611	3.0	419,249	3.5	77,638	22.7
扶 助 費	698,116	6.1	716,645	6.0	18,529	2.7
補 助 費	1,623,721	14.1	2,519,200	21.2	895,479	55.1
公 債 費	1,561,497	13.6	1,611,291	13.6	49,794	3.2
投資・出資・積立	250,759	2.2	357,656	3.0	106,897	42.6
繰 出 金	743,354	6.5	882,301	7.4	138,947	18.7
事 業 費	3,304,608	28.8	2,353,290	19.8	△ 951,318	△ 28.8
そ の 他	101,000	0.9	101,000	0.8	0	0.0
計	11,230,281	97.9	11,592,882	97.5	362,601	3.2
繰 越 額	236,954	2.1	290,353	2.5	53,399	22.5
合 計	11,467,235	100.0	11,883,235	100.0	416,000	3.6

増額となった主なものは、人件費では、会計年度任用職員制度の施行に伴い、物件費として計上されていた賃金が報酬等の人件費へ移行したことにより、21,869 千円 (1.6%) の増、維持修繕費では、除雪対策費の増により 77,638 千円 (22.7%) の増、補助費では、一部事務組合負担金（大雪地区広域連合、大雪清掃組合、大雪消防組合）がいずれも減少し、新型コロナの影響によるイベント等の中止により補助金が減となったが、国の特別定額給付金事業の実施に伴い 895,479 千円 (55.1%) の増となっている。

一方、減額となった主なものは、事業費のうち補助事業については、G I G A スクール環境整備や草地畜産基盤整備事業などの増額がある一方で、令和元年度に

実施した産地パワーアップ事業が皆減となったことなどにより 1,202,986 千円 (43.3%) の減、単独事業については、コロナ禍における加工野菜等次期作対策支援事業や経営持続化支援事業など緊急的な振興事業の実施により、252,802 千円 (48.2%) 増となったほか、災害復旧事業で 1,134 千円 (99.6%) の減となり、事業費全体で 951,318 千円 (28.8%) の減、歳出全体において 416,000 千円の増となっている。

人件費のうち令和 2 年度の職員一人当たり超過勤務時間（選挙事務を除く）は、100 時間となっている（令和元年度 113 時間、平成 30 年度 141 時間、平成 29 年度 150 時間、平成 28 年度 197 時間）。職員一人当たりの超過勤務時間が全体的に減少しているが、新型コロナの影響に伴い、各種イベント及び会議・研修等の中止により、業務体制が大きく変化したこと、また、大規模な災害対応がなかったこと等によるものと思われる。今後も超過勤務時間の上限時間を遵守しつつ、住民サービスの低下を招かないよう、職員の心身の健康管理には十分に留意しながら、管理職を含めた職員全体の勤務体制を検証し、アフターコロナを見据えた新たな働き方改革に向けた対策を望むものである。

(3) 財政構造の弾力性を判断する経常的経費の経常収支比率は、次表のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

種別 年度	人件費	物件費等	公債費	経常費充当計
28	1,107,463 (17.9)	2,609,395 (42.2)	1,370,837 (22.1)	5,087,695 (82.2)
29	1,145,075 (18.6)	2,544,105 (41.4)	1,386,902 (22.6)	5,076,082 (82.6)
30	1,132,329 (18.6)	2,495,340 (41.1)	1,443,012 (23.8)	5,070,681 (83.5)
元	1,116,525 (18.4)	2,565,690 (42.2)	1,487,646 (24.5)	5,169,861 (85.1)
2	1,104,728 (17.5)	2,663,047 (42.3)	1,542,802 (24.5)	5,310,577 (84.3)

経常収支比率は、84.3%で前年度に比して 0.8%の減となっている。

内訳では、人件費が 0.9%の減、物件費等が 0.1%の増、公債費が前年度同率となっている。

(4) 科目間の節の流用は、件数 57 件、金額 6,701 千円で前年度に比して件数では、36 件の増、金額で 5,975 千円の増となっている。

(5) 予備費の充用は、件数 7 件、金額 3,309 千円で前年度に比して件数では同数、金額 1,136 千円の減となっている。

令和2年度決算は、新型コロナにより日常生活が一変した中で、感染対策、生活環境への支援、町内産業に対する経済支援など、安心した暮らしを守るため迅速に対応し、また、国のGIGAスクール構想に基づく情報端末整備などの環境整備、草地基盤整備事業を活用した良質生乳の増産などに向けた取り組み、地域内経済循環及び町内消費の拡大を目的とした電子地域通貨の実証実験などを実施するとともに、町民サービスの向上や地方創生の取り組みなど積極的に取り組んだことが表れている。

行財政運営については、将来負担を考慮した有利な財源を活用し、堅実な財政運営に取り組みながら事業が推進された。また、北海道市町村備荒資金組合超過納付金を合わせた基金の総額（土地開発基金を除く。）は、前年度比 69,397 千円増の 3,864,850 千円となっており、人づくり育成基金、福祉基金及び民有林環境保全基金の減額を除くその他基金等では取崩しなし、または取崩し額以上の積み立てを行っていることから、引き続き安定的な財政運営に取り組んでいる。

歳入において、町税全体の収入額は前年度より増加したものの、入湯税の大幅減など新型コロナの影響を受けているため、今後、収束に向けた状況変化に注視が必要と思われる。また、徴収率の向上及び収入未済額の圧縮について様々な取り組みが進められているとともに、適正な債権管理に基づいた不納欠損処分を実施したものの、町税の収入未済額は依然として多いことから、さらに納付環境の充実を図るとともに、今後も上川広域滞納整理機構と連携し、一層の収納促進に努められることを期待する。

歳出については、経常収支比率が84.3%となり、実質公債費比率は11.0%で0.2%増加したものの、安定的な財政運営の中、町政が執行されている。今後も地域基盤整備等の事業が計画されていることから、引き続き効率的かつ効果的な予算執行に努め、町民ニーズの変化や時代の要請に的確に対応できるよう計画的に事業を推進し、財政構造の弾力性を確保しつつ、町民福祉の向上に寄与されるよう望むものである。

今後においては、新型コロナに伴う関連経費の他、アフターコロナを見据えた経常的経費の増、制度改正による減免措置や各種使用料等の減収も見込まれ、経済活動の低迷などによる影響も想定されるが、これまでと同様に安全・安心に暮らせるまちづくりと将来にわたり持続的に発展していくための取り組みが求められている。さらに、公共施設維持管理経費や社会保障関連経費等、特に物件費及び扶助費の増加傾向が長期的に続いているとともに、人口減少対策や観光客の回復及び受入態勢整備等の様々な懸案事項もある中、町税をはじめとする自主財源を確保しつつ、選択と集中の観点から予算の適正配分を図るなど、将来にわたって安定的な行財政運営を推進されるよう努められたい。

特 別 会 計

1 老人保健施設事業特別会計

令和2年度の決算額は、歳入 100,984 千円、歳出 100,982 千円で、差引 2 千円は、翌年度へ繰越しとなっている。

予算額に対する決算額の比率は、次表のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

予 算 現 額	決 算 額			予算に対する比率	
	歳 入	歳 出	残 額	歳 入	歳 出
100,984	100,984	100,982	2	100.0	100.0

指定管理者制度による運営により、利用料金は指定管理者の収入となり、指定管理者の運営に対する支援貸付金等の施設事業費 50,000 千円及び起債元利償還金等の公債費が主な支出である。令和2年度は多床室の個室化改修により入所者の安全確保及び環境改善が図られ、今後も、高齢化に伴う入所者の増加を見据え、看護・介護や機能訓練を提供する施設としての役割を十分に果たされるよう運営されたい。

2 農業研修施設事業特別会計

令和2年度の決算額は、歳入 16,874 千円、歳出 16,874 千円で、前年度に比して歳入歳出いずれも 9,240 千円の減となっている。

使用料及び手数料では、3,994 千円となっている。

予算額に対する決算額の比率は、次表のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

予 算 現 額	決 算 額			予算に対する比率	
	歳 入	歳 出	残 額	歳 入	歳 出
17,071	16,874	16,874	0	98.8	98.8

指定管理者制度による運営により、使用料金は指定管理者の収入となり、「美進」の実践圃場で生産されたハウストマト等の出荷による財産収入については、研修生の減に伴い栽培面積を縮小したことから、前年度に比して 8,067 千円の減となっている。支出については農業研修施設費における施設管理費 16,874 千円のみである。

今後も新規就農者の育成及び農業者等の利活用を図り、基幹産業である農業の発展に向けた施設運営となるよう、努められたい。

3 水力発電事業特別会計

令和2年度の決算額は、歳入 43,418 千円、歳出 43,418 千円となっている。
 発電事業収入では、前年度に比して 17,902 千円の増となっている。
 予算額に対する決算額の比率は、次表のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

予 算 現 額	決 算 額			予算に対する比率	
	歳 入	歳 出	残 額	歳 入	歳 出
43,427	43,418	43,418	0	100.0	100.0

発電事業収入については、安定的な取水の確保のため、しろがね頭首工の河床整理を実施したことから、前年度に比して 17,902 千円の増となっている。平成 15 年度から稼働している発電所施設管理について、設備や機器の老朽化が進み今後修繕費用の増加が予想されることから、将来に向けた設備等の維持管理経費に係る財源（発電事業収入）の確保及び発電所の安全運行に努められたい。

4 白金泉源事業特別会計

令和2年度の決算額は、歳入 32,476 千円、歳出 31,907 千円で、差引 569 千円は、翌年度へ繰越しとなっている。

予算額に対する決算額の比率は、次表のとおりである。

(単位 千円・比率 %)

予 算 現 額	決 算 額			予算に対する比率	
	歳 入	歳 出	残 額	歳 入	歳 出
32,900	32,476	31,907	569	98.7	97.0

白金エリアは本町における代表的な観光地であり、また、天然温泉は観光資源として大きな魅力となっている。令和2年度は18号井の浚渫のほか、17号井のポンプ交換やバイパス配管工事を実施し、湯量の安定供給に努めている。

今後とも、良質で安定した湯量を確保するため、長期的な視点に立ち、将来にわたって安定的な湯量を供給する泉源事業の運営に努められたい。

5 公共下水道事業特別会計

令和2年度の決算額は、歳入405,900千円、歳出401,488千円で、差引4,412千円は、翌年度へ繰越しとなっている。

歳出の下水道事業費は、支出済額が258,832千円で歳出総額の64.5%となっている。

歳入の一般会計からの繰入金は、290,661千円で歳入決算額の71.6%となっている。

不納欠損額は、1,020千円（前年度7千円）で1,013千円の増となっている。

予算額に対する決算額の比率は、次表のとおりである。

（単位 千円・比率 %）

予 算 現 額	決算額			予算対する比率	
	歳入	歳出	残額	歳入	歳出
404,944	405,900	401,488	4,412	100.2	99.1

収入未済額については、3,960千円（受益者負担金150千円（現年分0円・滞納繰越分150千円）、下水道使用料3,810千円（現年分544千円・滞納繰越分3,266千円））で、前年度6,479千円（受益者負担分535千円・下水道使用料5,944千円）に比して2,519千円の減となっている。

滞納処理については、滞納者の実態に即した収納対策を講じ、納入者の公平性を欠くことのないよう適正に処理されるとともに、不納欠損処分の実施に当たっても、個別の事情を十分調査し、適正、適切に処理し、収入未済額の減少に一層努力されることを望むものである。

各基金の運用状況

基金の期中増減と期末残高は、次の表のとおりである。

1 一般会計等

(単位 千円)

区 分	前年度末残高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
財政調整基金	552,625	17	552,642
公共施設等整備基金	713,346	32,991	746,337
減債基金	608,474	32	608,506
人づくり育成基金	287,262	△ 1,460	285,802
福祉基金	175,212	△ 3,297	171,915
農業振興基金	103,629	7,755	111,384
民有林環境保全基金	100,004	△ 29,216	70,788
丘のまちびえいまちづくり基金	257,624	36,761	294,385
光ファイバーテレビ放送網管理基金	6,657	21	6,678
森林環境譲与税基金	12,115	23,217	35,332
小 計	2,816,948	66,821	2,883,769
土地開発基金	194,299	0	194,299
合 計	3,011,247	66,821	3,078,068

(再掲：土地開発基金の内訳)

(単位 千円)

基金名	前年度末の	当年度中の	当年度末の	運用状況
	基金額	増減額	基金額	
土地開発基金	194,299	0	194,299	現金 40,064
	(内土地 154,235)	(内現金 0)	(内土地 0)	貸付金 0
				土地 154,235
				(7,151.93㎡)

2 特別会計

(単位 千円)

区 分	前年度末残高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
水力発電事業特別会計基金	53,131	23,338	76,469
白金泉源事業特別会計基金	20,629	△ 16,131	4,498

3 審査の結果

審査の結果、基金の運用状況の計数は正確であることが認められた。




美 監 査 第 1 3 号

令 和 3 年 8 月 3 1 日

美 瑛 町 長 角 和 浩 幸 様

美 瑛 町 監 査 委 員 大 西 宣 充 

美 瑛 町 監 査 委 員 高 田 紀 子 

令和 2 年度美瑛町公営企業会計決算審査意見について
地方公営企業法第 3 0 条第 2 項の規定により、審査に付された令和 2 年度美
瑛町公営企業の決算審査を終了したので、別紙のとおり意見書を提出します。

令和2年度美瑛町公営企業会計決算審査意見書

1 審査の対象

令和2年度 美瑛町水道事業会計

令和2年度 美瑛町立病院事業会計

2 審査の期間

令和3年7月8日 1日間 美瑛町水道事業会計

令和3年7月9日 1日間 美瑛町立病院事業会計

3 審査について

決算審査に当たっては、町長から提出された決算書類に事業の財政状況及び経営成績が適正に表示されているかを検証するため、はじめに担当室・局長から令和2年度決算の事業概要を、また、担当者からは、詳細な決算内容、資料の説明を受け、事業会計の伝票、帳簿、台帳、契約書類等との照合など、監査委員が必要と認めるその他審査手続きに基づいて、審査を実施した。

併せて、令和2年度に新たに取得した器械・装置等備品について、担当課局内において使用状況等を確認した。

次に、事業の経営内容を把握するため計数の分析を行い、経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として考察した。

4 審査の結果

両会計の決算について、その内容を審査した結果、計数は正確であり、証拠書類及び関係諸帳簿も整備されていることが認められた。

両会計の決算の概要は、次に述べるとおりである。

美 瑛 町 水 道 事 業 会 計

1 決算諸表について

審査に付された決算諸表は、水道事業の財政状況及び経営成績を適正に表示していると認める。

2 経営状況について

(1) 経営成績について

令和2年度の水道事業会計の収支は、水道事業収益（以下「総収益」という。）が289,174千円、水道事業費用（以下「総費用」という。）が292,509千円となり、差引3,335千円の純損失が生じた。

総収益の根幹をなしている水道使用料を前年度と比較すると、本町地区で6,627千円(4.3%)、白金地区で8,266千円(49.3%)、平和地区で2,123千円(6.3%)、五稜地区で10千円(0.2%)の減となり、町全体では、17,026千円(8.1%)の減となっている。

総費用では、総係費の主なもので、人件費が1,107千円(6.5%)の増、減価償却費が5,450千円(3.1%)の減となっている。

その他費用では、原水及び浄水費、配水及び給水費、企業債利息、雑支出等で11,339千円(12.7%)の増となっている。

この結果、当年度の未処分利益剰余金は、前年度の繰越利益剰余金71,446千円と本年度の決算で生じた純損失3,335千円を合わせた68,111千円となった。

総収益及び総費用の推移は、第1表のとおりである。

《第1表》総収益・総費用の推移

(単位 千円・率は前年対比%・税抜・△は純損失)

年度	総収益		総費用		純利益
27	303,813	27.2	300,354	26.8	3,459
28	323,017	106.3	316,963	105.5	6,054
29	318,845	98.7	300,047	94.7	18,798
30	309,401	97.0	302,882	100.9	6,519
元	299,204	96.7	285,677	94.3	13,527
2	289,174	96.6	292,509	102.4	△3,335

① 収益について

総収益は、予算額313,921千円に対し、決算額309,464千円(営業収益215,500千円、営業外収益93,964千円、特別利益0千円)で、収入率98.6%となり、前

年度の収入率 100.1%に比し 1.5%の減となっている。

総収益の内訳とその推移は、第2表のとおりである。

《第2表》総収益の内訳と推移

(単位 千円・税抜)

年度	給水 収益	受託給水 工事収益	その他 営業収益	他会計 補助金	長期 前受金	過年度 損益修正益	その他 収益	総収益
27	210,442	0	2,167	10,137	65,229	0	15,838	303,813
28	213,971	0	2,498	19,404	62,670	2	24,472	323,017
29	213,135	0	2,258	9,432	74,778	0	19,242	318,845
30	213,720	0	3,080	6,894	68,854	0	16,853	309,401
元	210,809	0	2,785	1,796	66,829	0	16,985	299,204
2	193,784	0	2,262	13,082	63,061	0	16,985	289,174

収益の主体となる給水収益は、予算額 217,563 千円に対し、決算額 213,162 千円で、収入率 98.0%となっている。

有収水量は、986,668 m³ (本町地区 694,234 m³・白金地区 106,669 m³・平和地区 163,651 m³・五稜地区 22,114 m³) で前年度に比し、55,133 m³の減となっている。

供給単価は、196 円で前年度に比し、6 円の減となっている。

給水収益の推移は、第3表のとおりである。

《第3表》給水収益の内訳と推移

(税抜)

年度	有収水量 m ³	給水収益 千円	供給単価 ア 円	給水原価 イ 円	差引 アーイ 円
27	1,040,496	210,442	202.25	287.92	△85.67
28	1,063,740	213,971	201.15	297.07	△95.92
29	1,046,409	213,135	203.68	285.87	△82.19
30	1,053,464	213,720	202.87	286.40	△83.53
元	1,041,801	210,809	202.35	273.24	△70.89
2	986,668	193,784	196.40	232.55	△36.15

② 費用について

総費用は、予算額 313,921 千円に対し、決算額 308,382 千円 (営業費用 293,865 千円、営業外費用 14,517 千円、特別損失 0 千円) で、執行率 98.2%となり、前年度の執行率 98.3%に比し 0.1%の減となっている。

使途別費用の前年度との比較は、第4表のとおりである。

《第4表》使途別費用比較表

(単位 千円・税抜)

区分	令和元年度	令和2年度	比較	
			増(△)減	比率(%)
給与費	16,948	18,055	1,107	6.5
委託料	35,109	35,807	698	2.0
修繕費	20,412	27,492	7,080	34.7
減価償却費	178,131	172,681	△5,450	△3.1
資産減耗費	1,522	1,360	△162	△10.6
企業債利息	6,647	5,367	△1,280	△19.3
特別損失	1	0	△1	-
その他	26,907	31,747	4,840	18.0
計	285,677	292,509	6,832	2.4

使途別費用は、給与費で6.5%、委託料で2.0%、修繕費で34.7%が増となり、減価償却費で3.1%、資産減耗費で10.6%、企業債利息で19.3%がそれぞれ減となっている。

総費用に占める給与費の割合は、6.2%となっている。

給水収益に対する企業債の割合は、第5表のとおりである。

《第5表》給水収益と企業債償還割合

(単位 千円・税抜)

年度	給水収益 (A)	企業債償還額			比較 B/A %
		元 金	利 息	計 (B)	
27	210,442	51,224	13,038	64,262	30.5
28	213,971	48,980	11,171	60,151	28.1
29	213,135	47,282	9,693	56,975	26.7
30	213,720	39,173	8,086	47,259	22.1
元	210,809	41,128	6,647	47,775	22.7
2	193,784	51,904	5,367	57,271	29.6

(2) 資本的収支について

資本的収入の決算額は、35,552千円で、予算額35,553千円に対する収入率は、100.0%であり、その内訳は、一般会計補助金で33,110千円、工事負担金で2,442千円となっている。

資本的支出の決算額は、105,017千円で、予算額106,043千円に対する執行率は、99.0%であり、その内訳は、建設改良費で53,114千円、企業債償還金で51,903千円となっている。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額69,465千円は、当年度消費税資本的収支調整額4,074千円、過年度分損益勘定留保資金65,391千円で補てんしている。

(3) 財政状況について

年度末の資産総額は、3,907,938千円で、前年度より92,163千円の減であり、内訳は、固定資産で125,756千円の減、流動資産で33,593千円の増となっている。

流動資産のうち現金預金で33,403千円、未収金等で190千円の増となっている。

負債・資本では、固定負債が270,786千円、流動負債70,221千円で、前年度より60,831千円の減となっている。

資本は、2,335,595千円で、前年度より3,335千円の減となっており、内訳は、資本金で前年度同額により増減なし、利益剰余金で3,335千円の減となっている。

注) 1. 予算額、予算額等との対比の数値は、消費税込みで記載している。

2. 第1表から第5表までの表示金額及び財政状況の対比の数値は、消費税抜きで記載している。

3 総括意見

令和2年度の水道事業会計の決算は、純損失3,335千円が計上された。

給水収益は前年度より17,026千円の減となっているが、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響に伴う減免額11,920千円及び白金地区の水道使用量減によるものであり、減免額については一般会計からの補助金により補てんされたものの、長期前受金戻入の減等により総収益が前年度を下回った。

また、事業費用において減価償却費が減となったものの、浄水費及び給水費のほか人件費が増となったことから総体で純損失となった。

しかし、安定した給水を確保するため浄水場設備更新及び線路下横断管の布設替え工事等を行い、このほか、キャッシュレス決済の導入に向けた検討等、住民への安定したサービスの提供及び利便性向上に努めてきたことは評価できるものである。

今後においても、計画的な施設更新が求められる中、経営環境については、給水人口の減に加え、収益に直結する新型コロナの状況も注視しながら、必要な措置を講じ、経営基盤の強化が図られるよう、引き続き経費の節減に努力され、ライフラインの根幹となる良質な水の安定供給と効率的な事業運営、住民サービス向上に努められるよう一層望むものである。また、未収金については横ばいではあるが、実質的に減少傾向にあることから、納付方法の啓発や納付相談を実施するなど引き続き計画的な徴収に努められたい。

美 瑛 町 立 病 院 事 業 会 計

1 決算諸表について

審査に付された決算諸表は、病院事業の財政状況及び経営成績を適正に表示していると認める。

2 経営状況について

(1) 経営成績について

令和2年度の病院事業会計の収支は、病院事業収益（以下「総収益」という。）が1,180,742千円、病院事業費用（以下「総費用」という。）が1,129,857千円となり、差引50,885千円の純利益となった。

総収益の医業収益（その他医業収益を除く。）を前年度と比較すると、入院収益で10,173千円（2.7%）、外来収益で12,935千円（5.4%）の減となり、医業収益全体では、20,981千円（3.3%）の減となっている。

総費用の主なものとしては、材料費で4,026千円（6.3%）、資産減耗費で2,680千円（489.5%）の増となり、給与費で14,342千円（2.2%）、経費で15,277千円（6.5%）、減価償却費で20,234千円（14.7%）、引当金繰入費で2,480千円（5.6%）、支払利息及び企業債取扱諸費で2,393千円（11.2%）、雑損失で1,629千円（6.4%）がそれぞれ減となっている。このほか、特別損失が皆減となっている。

この結果、当年度の未処理欠損金は、当年度の決算で生じた純利益50,885千円に前年度の繰越欠損金160,421千円を加えた109,536千円となった。

総収益及び総費用の推移は、第1表のとおりである。

《第1表》総収益・総費用の推移

単位 千円・率は前年対比％・税抜・△は純損失

年度	総収益		総費用		純利益
27	1,181,469	101.0	1,186,650	96.3	△5,181
28	1,162,200	98.4	1,165,308	98.2	△3,108
29	1,200,057	103.3	1,152,420	98.9	47,637
30	1,179,033	98.2	1,185,916	102.9	△6,883
元	1,170,681	99.3	1,176,872	99.2	△6,191
2	1,180,742	100.9	1,129,857	96.0	50,885

① 収益について

総収益は、予算額1,183,080千円に対し、決算額1,183,320千円（医業収益615,139千円、医業外収益568,173千円、特別利益8千円）で、収入率100.0%となり前年度に比し10,690千円の増となっている。

総収益の内訳とその推移は、第2表のとおりである。

《第2表》総収益の内訳と推移

(単位 千円・税抜)

年度	入院収益	外来収益	その他 医業収益	他会計 補助金	長期 前受金戻入	その他 収 益	総 収 益
27	384,706	289,785	21,996	430,000	48,765	6,217	1,181,469
28	411,417	275,880	21,156	400,000	50,709	3,038	1,162,200
29	428,896	262,602	22,422	430,000	50,702	5,435	1,200,057
30	410,901	247,802	22,224	430,000	55,025	13,081	1,179,033
元	371,452	241,458	20,879	480,000	47,546	9,346	1,170,681
2	361,279	228,523	23,006	490,000	42,877	35,057	1,180,742

収益の主体となる医業収益は、予算額 616,723 千円に対し、決算額 615,139 千円、収入率 99.7%で、前年度に比し 20,462 千円の減となっている。また、その他収益のうち、過年度分雇用保険料の還付による特別利益 8 千円が計上となっている。

医業収益（入院・外来）の推移は、第3表のとおりである。

《第3表》医業収益（入院・外来）の推移

(税抜)

年度	入 院 収 益				外 来 収 益		
	患者延数 (人)	一人一日 当収益 (円)	金 額 (千円)	病床利用 率(%)	患者延数 (人)	一人一日当 収益(円)	金 額 (千円)
27	16,118	23,868	384,706	44.9	45,282	6,400	289,785
28	19,448	21,155	411,417	54.4	43,153	6,393	275,880
29	19,692	21,780	428,896	55.1	41,254	6,365	262,602
30	19,442	21,135	410,901	54.4	38,525	6,432	247,802
元	17,210	21,584	371,452	48.0	37,309	6,472	241,458
2	16,751	21,568	361,279	46.8	33,971	6,727	228,523

② 費用について

総費用は、予算額 1,173,080 千円に対し、決算額 1,127,714 千円（医業費用 1,107,368 千円、医業外費用 20,346 千円）で、執行率 96.1%となり、前年度に比し 46,909 千円の減となっている。

使途別費用の前年度との比較は、第4表のとおりである。

《第4表》 使途別費用比較表

(単位 千円・税抜)

区 分	令和元年度	令和2年度	比 較	
			増(△)減	比率 (%)
給与費	646,336	631,994	△14,342	△2.2
薬品・診療材料費	61,549	65,451	3,902	6.3
光熱水費	26,463	24,005	△2,458	△9.3
燃料費	12,905	10,665	△2,240	△17.4
賃借料	11,635	10,796	△839	△7.2
委託料	170,050	160,270	△9,780	△5.8
減価償却費	137,341	117,107	△20,234	△14.7
資産減耗費	547	3,227	2,680	489.5
引当金繰入費	44,545	42,065	△2,480	△5.6
企業債利息	21,439	19,046	△2,393	△11.2
特別損失	7	0	△7	-
その他	44,055	45,231	1,176	2.7
計	1,176,872	1,129,857	△47,015	△4.0

給与費の決算額は、前年度に比し14,342千円(2.2%)の減となり、総費用に占める割合は、55.9%となっている。また、給与費の医業収益(入院・外来)に占める割合は、103.1%で、前年度に比し2.4%の減となっている。

薬品・医療材料費は、廉価購入等により前年度に比し3,902千円(6.3%)の増、光熱水費で2,458千円(9.3%)、燃料費で2,240千円(17.4%)、賃借料で839千円(7.2%)、委託料で9,780千円(5.8%)の減、その他経費で1,176千円(2.7%)の増となっている。

減価償却費は前年度に比し20,234千円(14.7%)の減、老朽化した資産更新に伴う資産減耗費で2,680千円(489.5%)の増、引当金繰入費で2,480千円(5.6%)、企業債利息で2,393千円(11.2%)の減となっている。また、特別損失は皆減となっている。

(2) 資本的収支について

資本的収入は予算額21,430千円に対し、決算額22,670千円(医療設備整備負担金13,930千円、企業債500千円、道補助金8,240千円)で収入率105.8%となり、皆増となっている。資本的支出は、予算額131,511千円に対し、決算額131,484千円(建設改良費25,463千円、企業債償還金106,021千円)で、執行率100.0%となっている。資本的支出額に対して不足する額108,814千円は、当年度消費税資本的収支調整額299千円及び過年度分損益勘定留保資金108,515千円で補てんしている。

(3) 財政状況について

年度末の資産総額は、1,890,123千円でその内訳は、固定資産で1,669,603千円、流動資産で220,520千円となっている。

流動資産のうち現金預金が106,626千円、未収金等で113,894千円となっている。

負債・資本では、固定負債で642,848千円、流動負債で187,415千円となっている。資本は、461,494千円で内訳は、資本金で560,454千円、資本剰余金で4,696千円、利益剰余金では103,656千円の累積損失が生じている。

流動負債に対する流動資産の割合を示す流動比率は、117.7%となっている。

注) 1. 予算額、予算額等との対比の数値は、消費税込みで記載している。

2. 第1表から第4表までの表示金額及び財政状況との対比の数値は、消費税抜きで記載している。

3 総括意見

令和2年度病院事業会計の決算は、収入においては、収益の大宗を占める医業収益は3年連続で前年度を下回った。

その具体的内訳は、外来収益において一人当たり外来単価が前年度比255円(3.9%)増加した一方、外来患者数が大幅に減少(3,338人)し、入院収益においても入院患者数が減少(459人)したことが、医業収益において前年度を下回った大きな要因である。

医業外収益では、新型コロナ対策に係る補助金交付及び経営安定化を図るため一般会計からの繰入金40,000千円を増額し、前年比増となったものの、医業収益全体が減少している中で、新型コロナ拡大に伴う受診控え等の影響を受け、病院経営は一層厳しさを増している状況である。

支出においては、職員数の減、患者数の減に伴う経費等の減少、また、創意工夫による費用の抑制に引き続き取り組んでいることから総支出額は前年度を下回った。しかし、院内感染防止策として衛生材料の確保に要した経費では増となり、このほか、費用に占める給与費の割合は増加傾向にある。

また、医療現場においては日々精神的緊張を強いられる環境が続く中で、オンライン面会の導入や発熱外来の開設等、地域医療として果たした役割は大きいと思われる。

令和2年度は新型コロナの影響を大きく受けたことにより、総収益における医業収益の減少額が大きかったものの、医業外収益で新型コロナ対策に伴う国及び北海道からの補助金に加え、一般会計からの繰入金を増額したことにより総体の収益・費用勘定において本年度は、50,885千円の純利益が計上された。しかし、一般会計からの繰入金については、経営状況の適切な把握を見据えた中での試算に基づくものであり、精査が必要であったと思われる。

薬品や医薬材料の廉価購入により事業費用の縮減に努めるなど経営健全化に向

けての努力は認めるところであるが、今後においても、収益面で患者数の減少や医師確保の課題、診療報酬の改定など外部環境の変化により医業収益が左右され、さらに、いまだ収束の見えない新型コロナ対策及び今後のワクチン接種体制等、社会情勢の変化に応じた運営体制を求められることは必至であり、病院運営に大きな影響を及ぼすことが考えられる。また、費用面においては、老朽化による施設や医療機器等の修繕の増、人件費の増に伴う影響等が想定され、収支両面にわたり厳しい経営状況が予測される場所である。

このことから、病院経営にあたっては、多角的な分析・検討を行い、中長期的な経営を見据えたビジョンを示すとともに、将来にわたって町民の医療ニーズに応えられるよう、経営方針の抜本的な改革なども視野に入れ、病院経営の安定化に努めていただきたい。



美 監 査 第 1 7 号

令 和 3 年 8 月 3 1 日

美 瑛 町 長 角 和 浩 幸 様

美 瑛 町 監 査 委 員 大 西 宣 充



美 瑛 町 監 査 委 員 高 田 紀 子



令和 2 年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項
の規定により、令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を審
査したので、その意見を別紙のとおり提出します。

令和2年度 財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和2年度	早期健全化基準	備考
	(%)	(%)	
① 実質赤字比率	—	14.35	
② 連結実質赤字比率	—	19.35	
③ 実質公債費比率	11.0	25.00	
④ 将来負担比率	54.6	350.00	

(2) 個別意見

- ① 実質赤字比率について、令和2年度決算は黒字であり、該当しない。
- ② 連結実質赤字比率について、令和2年度決算は黒字であり、該当しない。
- ③ 実質公債費比率について、令和2年度の比率は11.0%となっており、早期健全化基準の25.00%と比較するとこれを下回っている。
- ④ 将来負担比率について、令和2年度の比率は54.6%となっており、早期健全化基準の350.00%と比較するとこれを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和2年度 水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	令和2年度	経営健全化基準	備考
	(%)	(%)	
① 資金不足比率	—	20.00	

※資金不足が発生していない場合は「—」で表記。

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

決算審査意見書に記載した水道事業会計の決算は、流動資産と流動負債により算定された結果は黒字であり、経営健全化基準には該当しない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和2年度 病院事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	令和2年度	経営健全化基準	備考
	(%)	(%)	
① 資金不足比率	—	20.00	

※資金不足が発生していない場合は「—」で表記。

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

決算審査意見書に記載した病院事業会計の決算は、流動資産と流動負債により算定された結果は黒字であり、経営健全化基準には該当しない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和2年度 公共下水道事業特別会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	令和2年度	経営健全化基準	備考
	(%)	(%)	
① 資金不足比率	—	20.00	

※資金不足が発生していない場合は「—」で表記。

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

決算審査意見書に記載した公共下水道事業特別会計決算は、黒字であり該当しない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和2年度 老人保健施設事業特別会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	令和2年度	経営健全化基準	備考
	(%)	(%)	
① 資金不足比率	—	20.00	

※資金不足が発生していない場合は「—」で表記。

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

決算審査意見書に記載した老人保健施設事業特別会計決算は、黒字であり該当しない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。